

保育料・副食費の還付漏れ事案実態調査に基づく再発防止策について

健康福祉部子育て支援課

保育料・副食費の還付漏れ事案については、所管課において市の事務の観点から発生原因と再発防止策及び今後の対応方針を報告したところだが、その後の事案への対応状況、保育園の現地調査に基づく真因の特定、再発防止策について整理した。

1 事案への対応状況について

(1) 対象世帯への還付金の支払い

- ・ 6月26日(月) 補正予算議決
- ・ 6月27日(火) 還付決定通知書の発送
- ・ 7月6日(火) 全対象世帯への還付金の口座振込を完了

保育料 (公立)	35 件	172, 380 円
保育料 (私立)	46 件	228, 650 円
副食費 (公立)	61 件	65, 430 円
合計	142 件	466, 460 円

(2) 子育て支援課による園長会での説明と指導

それぞれの園長会において、今回の事案を説明し、改めて正確な事務処理の徹底を指導した。

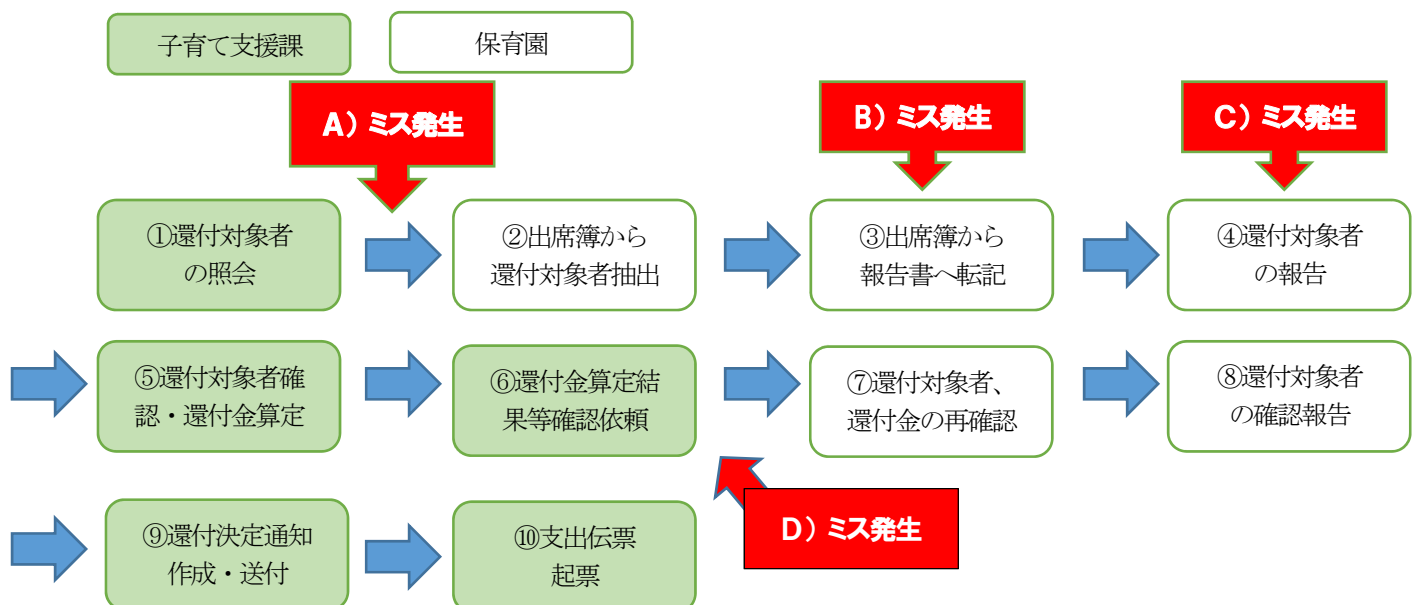
- ・ 6月26日（月） 6月私立認定こども園園長会
- ・ 7月3日（月） 7月私立園園長会
- ・ 7月5日（水） 7月公立園園長会

2 報告漏れ・転記漏れのあった園の現地調査について

(1) 現場（保育園）に出向き、以下の点についてヒヤリングを実施した。

- ・感染拡大時における園の様子や園長（職員）業務の状況
- ・「ICTシステム」が既に導入されていたと仮定した場合との違いを研究

（２）業務フロー及びミス発生の内容の分析

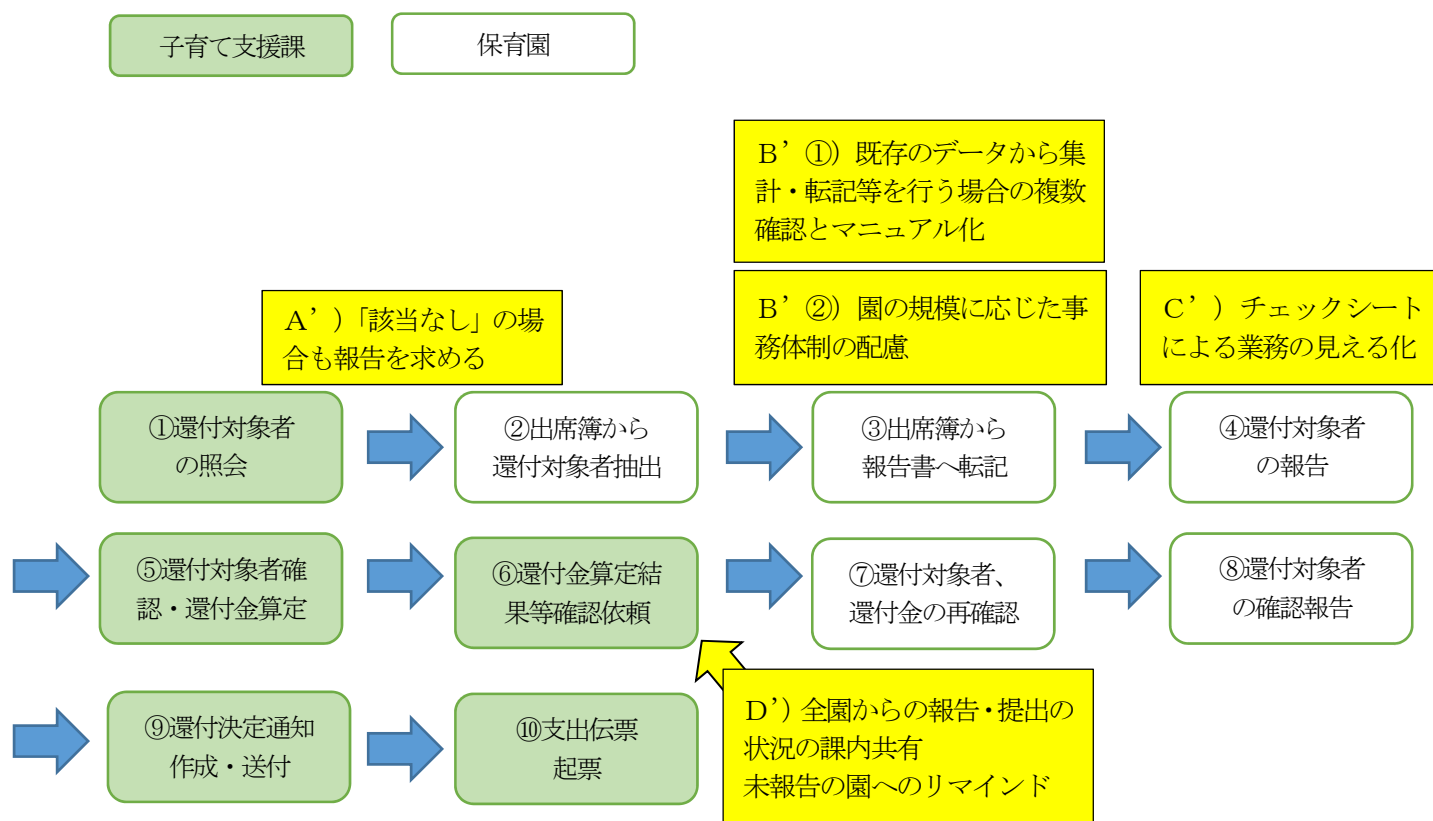


- ・ A) 「①還付対象者照会」 還付対象者が無い場合は、報告を求めていなかった。
- ・ B) 「③出席簿から報告書へ転記」 出欠簿から報告書への転記漏れがあった。
- ・ C) 「④還付対象者報告」 子育て支援課への報告漏れがあった。
- ・ D) 「⑥還付金算定結果等確認依頼」 報告のない園に「還付対象者が無い」ことを確認していなかった。

※原因究明に向けた「なぜなぜ分析」による分析結果は、4、5ページのとおり。

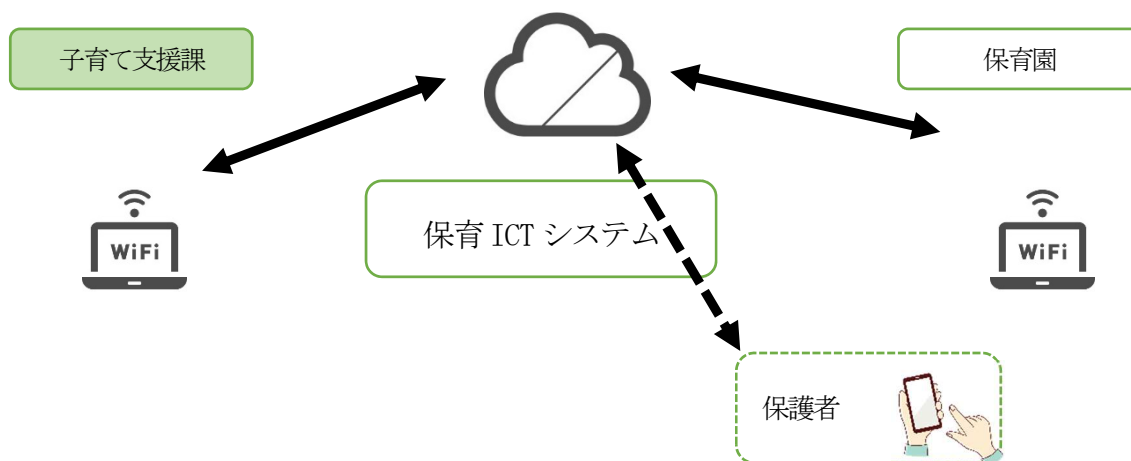
(3) 業務フローと再発防止策

新型コロナウイルス感染症は、5月8日以降「5類感染症」(季節性インフルエンザ扱い)へと法の位置づけが変わったことから、以後の還付事務は無いが、子育て支援課と保育園との間で臨時的に発生する照会・回答業務の汎用的なフローとする。



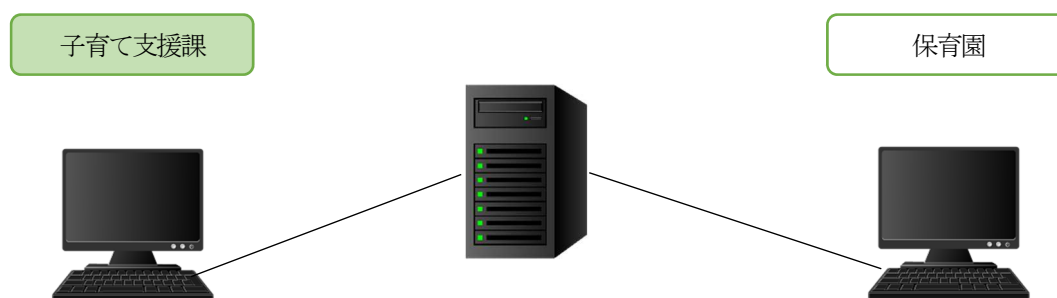
- ・ A') 園から市への申請・報告事務について、該当がない場合は「該当がない」旨を報告する基本ルールを全園と市で徹底する。
- ・ B' ①) 「転記漏れ」を防ぐため、既存のデータから集計・転記する業務の確認方法（ダブルチェック体制）と非定型業務（臨時的な照会・回答）が発生するごとに、それに応じたマニュアルを作成し、その運用を徹底する。
- ・ B' ②) 園の規模に応じて、子育て支援課職員によるサポートを行う。また、短期間の事務員（会計年度任用職員）の配置を検討する。
- ・ C') 「報告漏れ」を防ぐため、業務の進捗状況を見える化できるように、チェックシート（タスク内容、期限、状況）を作成し、職員室等に掲示する。
- ・ D') 照会・回答事務の進行管理を子育て支援課全体で共有し、未報告の園に対して再確認（催促）を行う。

(4) 保育 ICT システムを活用した子育て支援課と保育園のデータ共有化対応策



- ・クラウドストレージに保存済みのデジタルデータ（園児の登園記録データ、指導計画など）を、子育て支援課においてダウンロードし、それを基に報告書等作成することが可能となるため、B、C、Dのミスが抑制される。

(5) 庁内情報システム（グループウェアのToDo リスト機能）のタスク管理を活用

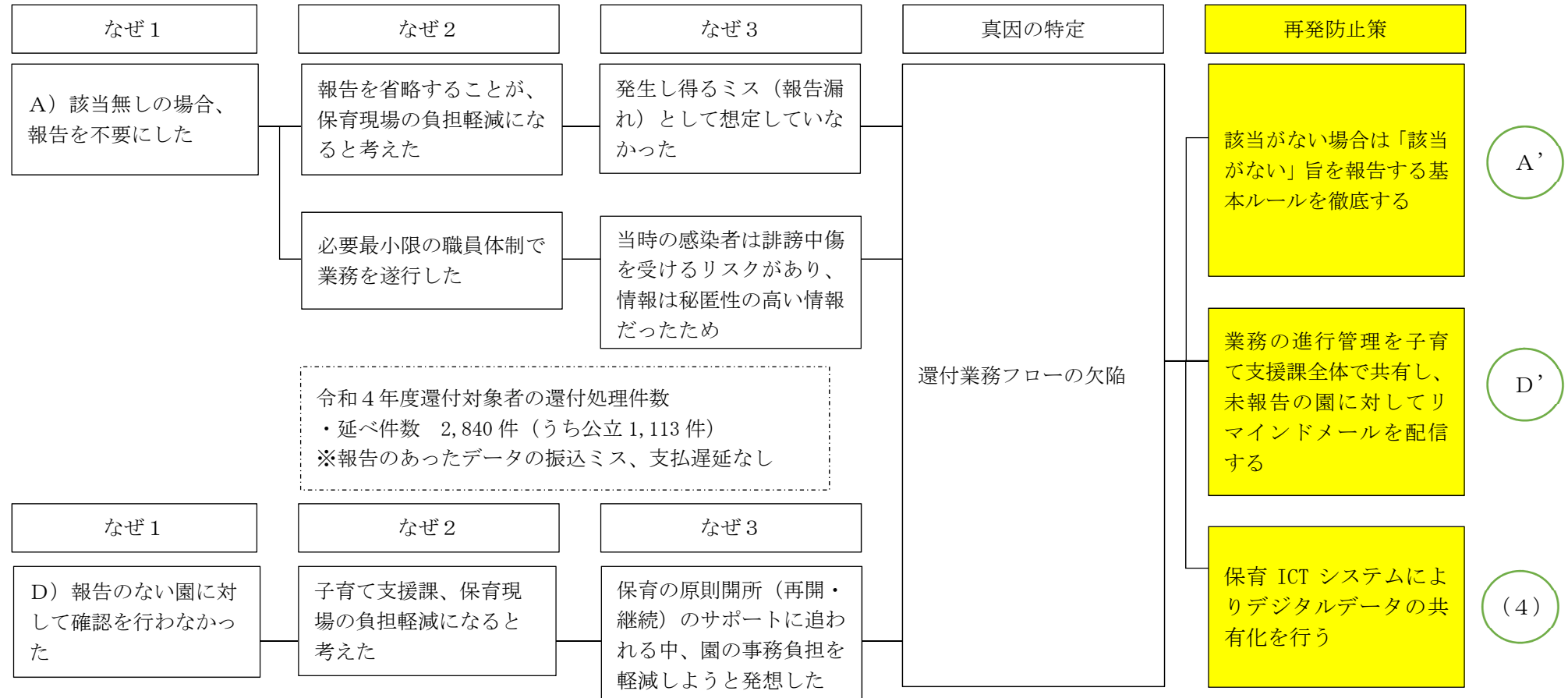


- ・情報システム（グループウェアのToDo リスト機能、電子メールによるリマインドメール送信）を活用して「報告・調査業務の締切日等」のタスク管理を子育て支援課で行うことにより、A、Dのような「報告を求めない」という判断をしなくて済む。

※原因究明に向けた「なぜなぜ分析」

発生した問題
新型コロナウイルス感染症により登園しなかった日の保育料・副食費の一部還付漏れ

【子育て支援課】



※原因究明に向けた「なぜなぜ分析」

【保育園】

